

平成30年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

平成30年3月15日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定について
- 第 2 議案第15号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第16号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第17号 永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 5 議案第18号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第19号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第20号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第21号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第22号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第23号 永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定について
- 第11 議案第24号 永平寺町上志比地域振興センター条例の制定について

第12 議案第25号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第28号 福井県市町総合事務組合理約の変更および財産処分について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 川崎直文君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 17番 多田憲治君
- 18番 齋藤則男君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町		長	河 合 永 充 君
副	町	長	平 野 信 二 君
教	育	長	宮 崎 義 幸 君
消	防	長	朝 日 光 彦 君
総	務 課	長	小 林 良 一 君
財	政 課	長	山 口 真 君
総	合 政 策 課	長	平 林 竜 一 君
会	計 課	長	酒 井 宏 明 君
税	務 課	長	歸 山 英 孝 君
住	民 生 活 課	長	佐々木 利 夫 君
福	祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子	育 て 支 援 課	長	吉 川 貞 夫 君
農	林 課	長	野 崎 俊 也 君
商	工 観 光 課	長	清 水 和 仁 君
建	設 課	長	多 田 和 憲 君
上	下 水 道 課	長	原 武 史 君
永	平 寺 支 所	長	坂 下 和 夫 君
上	志 比 支 所	長	酒 井 健 司 君
学	校 教 育 課	長	清 水 昭 博 君
生	涯 学 習 課	長	山 田 孝 明 君
国	体 推 進 課	長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議	会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書	記	源 野 陽 一 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） おはようございます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに1日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

～日程第1 議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第14号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、議案第14号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定について、補足してご説明申し上げます。

議案書87ページから89ページをお願いいたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法でございますが、同法の一部を改正する法律が平成29年5月26日に成立し、同年7月29日から施行されたことを受け、国が福井県の基本計画に同意したことで福井県全域が促進区域となりました。

地域未来投資促進法には、促進区域内に一定の要件を満たした施設を設置した事業者に対して固定資産税の課税免除を行った自治体に普通交付税の減収補填をする旨の規定がございます。このことを受け、当該固定資産税を課税免除する特例を定める必要がありますので、本条例を上程したものでございます。

第1条、趣旨でございますが、地域未来投資促進法の規定により事業計画の承認を受けた事業者が設置した対象施設に係る固定資産税を免除することにより、本町における地域経済牽引事業を促進し、成長発展の基盤強化を図ることを規定するものでございます。

第2条、固定資産税の課税免除でございますが、国が福井県の基本計画に同意した日である平成29年9月29日から5年以内に施設を設置した事業者に対し、建物、構築物及びその敷地である土地に対する固定資産税を、取得の日の翌年から3カ年間、課税免除することを規定するものでございます。ただし、建物のうち事務所は、法の規定によりまして課税免除の対象外となるものでございます。

第3条、適用要件でございますが、申請書を提出した事業者に限り、本条例の規定を適用する旨を規定したものでございます。

第4条、申請書の提出でございますが、申請書の提出期限や記載事項等について規定するものでございます。

第5条、課税免除の適用除外でございますが、大気汚染防止法など公害関連の法令等に違反した事業者は、違反した期間について課税免除の適用を受けられない旨を規定するものでございます。

第6条、課税免除取り消しでございますが、地域未来投資促進法に基づく事業計画が取り消された場合や不正行為があった場合は、課税免除を取り消す旨を規定するものでございます。

第7条、委任でございますが、本条例の施行に必要な事項は規則で定める旨を規定するものでございます。

附則として、第1項では、本条例の施行期日は平成30年4月1日からとし、第2項で、地域未来投資促進法が施行された平成29年7月29日以降になされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす経過措置を規定しているものでございます。

第3項では、平成18年永平寺町条例第52号農村地域工業等導入促進法の施行に伴う永平寺町税条例の規定に関する条例と、平成18年永平寺町条例第53

号低開発地域工業開発促進法の施行に伴う永平寺町税条例の特例に関する条例の2条例につきましては、対象となる土地がございませんので、平成30年3月31日で廃止することを規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元議員。

○9番（金元直栄君） いわゆる地域経済牽引事業、地域未来投資促進法に関係する企業に対してのことだということだと思えるんですけども、例えば町に、この指定以外の企業が進出した場合はどうなるんですか。

○税務課長（歸山英孝君） 福井県内で？

○9番（金元直栄君） いや、福井県でない。福井県全部やで。いわゆる地域未来投資促進法でいう指定された企業というんか、種別というんか、それ以外の企業が進出した場合はどうなるんですか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 事業者につきましては、事業の指定を受け、計画を提出し、それが認定された事業者ということでございますので、認定されない事業者につきましては対象外とさせていただくということでございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） たしか、その認定されたという以前に、認定の条件というのがあって、その中に入っている職種というのが1,000業種と言いましたっけ、今までの説明の中では。いや、私が言いたいのは、その特定の企業だけの、今までは今までのあったやつがなくなるということになると、進出してきた企業みんなに恩恵が、町の条例はありますから、また企業立地の条例がありますからあれですけれども、それがあつたのになぜこれが必要なんかというのがよくわかりません。もしくは、これとそれとの、企業立地条例との関係でいう減免のやつがちょっとよくわからないのと。

僕が言いたいのは、特定の企業にだけするということになると、地域をやっぱり支えていた企業によっては、幾ら地域で優良でも、国がそれはもう今の時代に合わないよと言っている企業については、こういう恩恵をこうむられんこともあり得るということなんやな。そういうことになると思うんです、私は。それはち

よっと、何か選別が入ってくるんでないか。何のために地域を支えていた企業全部を対象にしないのかな、法律では。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 永平寺町の企業立地の関係条例では、当該固定資産相当分を補助するというのでございます。この条例については、永平寺町のその条例では補助するのですけれども、交付税の減収補填はございません。ただし、この地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画を承認された事業者については固定資産税の減免に対する交付税の補填措置がございますので、固定資産税に関しては、補填措置のない事業者に対しては条例によりその分を補助する、該当する事業者に対してはその固定資産税分を免除するというので、差別はないかなと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、地域未来のこの認定は、ここに、永平寺町で企業を起こしたい、そのときに県知事、国、ここの認定を受けた、この企業は地域を牽引する企業ですよと認定されて初めてこの地域未来投資促進法が使えます。ほかの違う企業さん、永平寺町でちょっと何かやってみようか、何か建てるわというのは、今までの永平寺町の企業立地条例、これに基づいて今までどおり支援をさせていただきます。

なぜ地域未来でこの税条例の改正があるかといいますと、税金が免除になるんですよね。免除になるんです。この地域未来投資促進法に関しては免除になりますので、その分を改正しておかなければいけない。企業立地の場合は、その固定資産税分を町が補填するという形になりますので、それでこの条例を今お願いしているところで、わかっていただけました？

○9番（金元直栄君） いや、わかっている。わかっている。さっきの税務課長の説明のあれで思い出しましたけど。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕が言いたいのは、単純に言や、条例改正せんかって補填されるには違くないんではないかなと、それが条例を制定してないといけないというのがよくわからないというのが一つ。

地域を担ってきた、僕は条例というのは町の条例ですよ。町の条例の中でいろいろ線引きが、国、県が認めた企業というところで問題が生じると思ってるんです、僕は。本来はこういう地元自治体が、ここは優良企業や、地域を担ってきた

企業やということをきちっと、これからの未来だけでないですよ、支えてきた企業やということを認めればできるというふうにするのが町の条例やと思うんや、本当はの。だから国の指示で、確かにそういう面で免除されるって、ある意味ひどい話やわね。こつこつと地元で頑張ってきた企業については、そういう規定は指定されん限り当たらんよというんでは、それは僕はちょっと町の条例としては片手落ちなんでないかな。それだけはやっぱり言うておかなあかんと思うんやの。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この地域未来投資法も町の企業立地条例もよく似た支援になります。なぜ国と知事の認可を受けてこれをするかといいますと、固定資産税の減免分を国が補填してくれます。町の企業立地条例につきましては100%町単で支援をします。これにつきましては、認定をされてますと75%が国から交付税措置で来ますので、そういった点でも知事と国の認可というのは認めが必要になってくるということで、永平寺町に来る企業さんにとっては何らかの、町単での支援、またこういった支援、そういったのはありますので、町の財政面という面から考えますとこれは非常にいいというか、有利な地域未来投資法になることをご理解ください。

○議長（齋藤則男君） 4回目ですけど。

○9番（金元直栄君） 言っときます。

○議長（齋藤則男君） 条例に関することは端的にお願いします。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 僕は、町の企業立地条例というのは、ある意味、非常に博愛主義的な要素があると思うんですね。それは町にとってどうかということを考えてつくられている条例です。僕はそういう中に、そういうやっているところで、確かに国のと言うけど、国とか県はやっぱり差別的な企業の選定をする。そこは僕はやっぱり問題やと思います。そういうのをきちっと位置づけてやっていないと、ある意味、そういうところで支援されて固定資産税なんか免除されるような企業ということで、自分らはちょっとほかの企業と違うんやという意識をもってもらうようなやり方では困ると思うんですね。僕は、それはいろんな意味で、その促進法の中にある、例えばいろんな手続を簡素化するという問題も含めてそれは問題があると思ってますから、そこはやっぱり、当然町はそういう差別がないように、町独自の企業立地促進法で頑張ってもらう企業には支援するということですからそれはいいんですが、国や県のやり方については僕は余りいいと思

ませんね。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 金元議員、ちょっと誤解されているところがあると思います。

経産省が選んだあの2,000社、あれはあれなんです。なぜかという、あの2,000社が対象ではないんです。

○2番（滝波登喜男君） そこがわからんのやってな。

○9番（金元直栄君） うん。僕もわからんのやって。

○町長（河合永充君） あれとこれはまた。あの2,000社に選ばれてますと、選ばれているというか、なってますと、その企業さんが国とかいろいろな事業を、これ以外の……。

○9番（金元直栄君） まだ補助をもらえるということ。

○町長（河合永充君） 補助をもらえるというか、そういう企業と国の話になるんやの。

○9番（金元直栄君） そこの説明は議会でちゃんと。町長言うけど。

○議長（齋藤則男君） ちょっと待ってください。

町長、待って。ちょっと休憩しますわ。

暫時休憩します。

（午前 9時17分 休憩）

（午前 9時24分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） この条例、さっき言いましたとおり、地域未来投資促進法にかかわることの質問になるかもわかりませんのでご容赦いただきたいんですが。

今ほど、当初は2,000社ということでしたが、今回はそうではないですよと、地域も県下全域、町全域ですよということなんです。それと、町には企業立地条例があつて同じように固定資産の補助があると、こちらは免除されるということですよ。

行政いわゆる町のほうのメリットは十分わかるわけですけども、一旦、企業にとってみればどちらが魅力的なのかと。もう少し言いますと、投資促進法に申請することによって企業のメリットがどの辺にあるんかということと、じゃ、申

請しなくても立地条件で固定資産の補助がもらえるんならそっちのほうがいいんでないかとかという判断もあるし、要はこれ申請主義ですから、多分これ条例をつくらなあかんのだろうと思います、自動的に。でも、促進法に計画を認めてもらうのは国か県ですよ。でも、立地条例になりますと、町が補助するかどうかという立場になりますよね。企業にとってどっちが有利か、あるいはどっちが手続が煩雑でないかとか、いろいろなことを考えるんだろうと思いますけど、手続のことは置いて、どっちが有利ですからこの促進法で多分、3年間か5年間かはわかりませんが、時限立法的なところでどんどん来ますよという予測が成り立っていくのが少しこちらはわからないんで、ややもすると、国がこういうことをやってこの条例もせざるを得ないのでこうやって整理しますよということなのか。それはどちらなんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、当該事業に対する税制面でのお話をさせていただきますと、まず固定資産税の減免ということと、永平寺町の企業立地条例の固定資産税相当分の補助ということになりますと、企業の立場からすると、初めから支払わなくていいのと、一旦支払った分を補助金でもらうというようなことで、現金が動く動かないの利点はあろうかと思えます。

また、市町村のみでなくて、税制上の支援措置としては、これは県税でございますけれども、不動産取得税の減免も行われるということで、税制上から言うと、企業立地促進法関連の企業が有利ではないかと考えるところでございます。

その他さまざまな補助が得られるかと思えますけれども、それについては担当課のほうから。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 制度上での、ちょっとお話しさせていただきますと、企業からすると、私、個人的にはあらゆる選択肢がふえたといいますか、選べる環境ができたというふうに思います。成長性のある先進的な牽引事業計画をつくって、例えば推進交付金を活用したいというような意欲的企業であれば、地域未来投資促進法に沿ってこの事業計画を立てていただく。ただ、そういった時間とか、そういう余裕もなくて、すぐ会社を起こして企業立地の補助を受けたいという企業さんにつきましては、町のその条例に沿って会社の設備投資をしてみるとか。

今、ここの地域未来の中には償却資産と設備投資のことについては対象に入っ

てませんので、既にある企業さんが新たに設備投資をして、償却資産に対する固定資産なんかは町の条例のほうで対応していくとかということがありますので、両方、使い分けと言うとおかしいですけども、企業さんにとってそれぞれ、その企業の考え方によってどっちがいいかというのは企業さんのほうで選択できる幅がふえているというふうに思っています。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

奥野君。

○13番（奥野正司君） 第4条の中身ですが、次の事項を記載した申請書を毎年1月31日までに町長に提出しなければならないと、土地、家屋、取得価額及び建物の建設着手年月日。これは決算期で取得価額といいますか、課税の対象になるその簿価が出てきますけれども、この決算期から基準日を、12月末でしたかね、1月1日に持ってくるんですか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 固定資産の課税の基準日は1月1日でございます。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） たしか償却資産の場合は、今までも1月末やったかどうかで提出しなさいという経理用の規程があったと思うんですけども、ここには、先ほど総政課長も言われましたけれども、土地、家屋が記載されていて、あとは償却資産申告書と、4条の2項ですか、に書いてありますけれども、この地域未来投資促進法でのメリットというのは土地と建物ですよ。償却資産は含まれてないですよ。はい、わかりました。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） これの一つの中で、例えばこの計画が同意から5年以内にと
いう話があるということでしたね。例えばこれが、促進法がどういう形で継続されるか云々もあると思うんですが、ある程度、この5年以降になってきたときには、この法というのは変わってくるんですか。それはずっとどういう形で。それはまだ見えてないといえは見えてないことなのか。例えばそうなったときには、またこれがなくなるというんか、そこらあたりがちょっとようわからんのですが。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 1号同意をいただいた基本計画の計画期間が5年というのがあります、まず。その5年に合わせて今ここも5年という形になっているんだと思いますけれども、その基本計画、当初つくった基本計画が、どうして

も社会構造とかいろんな情勢で合わなくなってきた5年後にまた見直しということについては、今現在ではわかっていませんのであれですけども、多分そうだった、これが5年で終わってしまうということはないと思っています。

○2番(滝波登喜男君) 1点だけ確認。

○議長(齋藤則男君) 滝波君。

○2番(滝波登喜男君) 2つ、牽引事業と町の立地条例とありますけれども、両方恩恵をこうむるということはないんですよね。両方というか、一部、今の償却資産の部分をこっちの企業立地でもらえるとかという、そういうことはないんですよね。というか、それもきちっと精査できて補助とかできるということになるんですか。

○議長(齋藤則男君) 税務課長。

○税務課長(歸山英孝君) 基本的に立地条例のほうの、今、改正の作業に入っているということを伺っておりますので、かぶるというようなことはないということでお願ひします。

○議長(齋藤則男君) ほかにありませんか。

暫時休憩をいたします。

(午前 9時35分 休憩)

(午前 9時35分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

金元君。

○9番(金元直栄君) この条例が制定されます。そうすると、固定資産税を払わなくてもいい権利がこの企業には生まれるんですね。こっちには企業促進条例があるわけですから、その申請をその企業から出してきたら、この条例の中にそれとかぶることはできないとか立地条例にそれとかぶることはあっちゃならないということが規定されてない以上は、交付せざるを得ないということになるんですよ。だから向こうは、企業は払わなくていいわけですから。払わなくていいのと、これは、企業立地条例は補助を受けられる権利ですから、払わなくてというんですよ、固定資産税に相当する額を補助してくれという申請が出たらこれはややこしい。だからそういうことも含めて、これだけ先に先行させるというのがいいのかどうかというのはどうなんでしょう。

○議長(齋藤則男君) 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 固定資産税の賦課期日は1月1日でございますので、平成30年度については当該課税免除はないと考えております。平成31年度課税から当該課税免除が発生するというので、それまでに立地条例の改正があれば重なることはないかと考えておるところでございます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今、税務課長がおっしゃったように、企業立地条例の中でも地域未来投資促進法に関する企業はそちらのほうの適用を受けてくださいというような形の企業立地条例の改正を行っていきますので、重なることはありません。それは今後改正をしていく予定です。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午前 9時38分 休憩）

（午前 9時39分 再開）

○町長（河合永充君） （録音切れ）

いろいろその地方創生の中でこういうふうな税制が、実は来年、30年度の新規で一つありますが、これ6月か9月になると思いますが、今度は中小企業庁から各自治体に、設備投資に対する固定資産税の免税、地元企業の中小企業に対する、そういったものもあります。これにつきましては、各市町がゼロ%にするのか2分の1にするのかとか、それは町の裁量で決めればよいという案件も出てきました。それもまた税条例の改正、それもあると思います。これからこういった改正。ただ、それも期限がついておりますので、そういったのも出てきます。

やはりこの条例もそうですが、企業が進出しやすい、また永平寺町で起業している中小企業さんが投資をしやすい、そういった環境の条例がこれから出てきますので、ぜひ皆さんの、またご理解をよろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほどの各議員、それから答弁の中で当町の企業立地条例の中の改正の話も出ていました。結果的にその条例の改正と今現在ある当町の企業立地条例とこれとの整合性というんですか、それとかそういう面について再度詳しく審議したいので、第2審査のほうを請求したいと思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時41分 休憩）

(午前 9時51分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件を第2審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第2審議に付すことに決定をいたしました。

これより第2審議、詳細質疑を行います。

先ほどの上田議員の提案の件につきまして詳細質疑を行いたいと思いますので、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長(齋藤則男君) 暫時休憩いたします。

(午前 9時54分 休憩)

(午前10時06分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

引き続き、第2審議を行います。

なお、第2審議は、現行の条例との関連のことについての詳細質疑といたしますので、よろしくお願いをいたします。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番(上田 誠君) 第2審議ありがとうございます。

今ほど第2審議のほうでは、今現在ある永平寺町の企業立地条例、それとの整合性についての質疑をお願いしたわけですので、それについてご答弁をまずいただきたいと思います。

○議長(齋藤則男君) 総合政策課長。

○総合政策課長(平林竜一君) 永平寺町の企業立地促進条例に基づきます助成金制度につきましては、あくまでもその条例に基づく用地取得であったりとか雇用であったりとか事業施設の整備の助成制度ということで、まずその税に関連します固定資産関係ですと、固定資産税を一旦納めて、納めた額に対して助成をするという助成基準になっています。ですから、地域未来投資促進法で免除されてしまうということになると税を納めてないわけですから、それに対しては補助はでき

ないという形になるので、その点で整合性はとれているというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 今の企業立地促進法の改定という、先ほど直すというふうな
のがありましたが、その日にち的なもの、例えばそういうものについての整合
性はいかがなものでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今、内容について精査しているところでござい
まして、日にちの、ちょっと今の現段階ではあれですが、内容的にはもともと地域未
来投資促進法というのが、企業立地促進法が改正されて地域未来投資促進法にな
っていますので、その点で、永平寺町が今までは製造業とかそういったものの業
種に限定していましたが、小売業というのはその中には入っていませんで
した。今回、そういった新たに地域未来でも対象になるような小売業ですとかサ
ービス業ですとか飲食業ですとか、そういった業種をさらに追加するというのが
必要になってきますので、そういった改正をしていきたいというふうに思ってい
ます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、第2審議、詳細質疑を終わります。

お諮りします。

本件を第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤
強化に関する法律の施行に伴う永平寺町税条例の課税の特例に関する条例の制定

についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第15号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第2、議案第15号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(佐々木利夫君) ただいま上程されました議案第15号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、同法に定める国民健康保険法の住所地特例の規定の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなりました。このことにより、条例に規定する保険料を徴収すべき被保険者の規定の改正を行う必要が起りました。

このため、今回、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、施行期日につきましては平成30年4月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長(齋藤則男君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第15号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第16号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第3、議案第16号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第16号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてということで、補足説明を申し上げます。

今回の改正では、平成30年度から32年度までの各年度における65歳以上の方の介護保険料率について定めます。平成27年度からの第6期計画期間中につきましては基準額5,700円でしたが、7期計画期間中は6,100円と設定いたしました。

算定に当たりまして、今後3年間の介護給付費及び地域支援事業費に必要な額を見込み、介護保険料として算定しております。7期中につきましては、介護給付費に対する第1号被保険者の負担率が22%から23%に引き上げられたことによる影響もありまして、基準額が400円アップいたしました。これは、基金を、介護給付費準備基金を6,000万円投入するということでの算定でしたけれども、このような結果になっております。

負担能力に応じました取得段階は、6期と同じく第10段階までの設定としております。ただし、7段階、8段階、9段階の所得区分の各上限額につきましては見直しをしております。それから、第1段階の負担につきましては、公費による5%補助を継続して行いますので、0.45の試算となっております。

それから、法改正もございまして、被保険者等に対する過料の対処が拡大されております。この点もあわせて改正しております。

一部改正条例の施行予定日は4月1日としております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 一応この前の全協等、いろんところで受けてます。第7期の後期高齢者福祉計画、それから介護保険の事業計画の中の説明でありました。

ここでちょっと、中で基金が1億2,000万、現在あるというふうに聞いてます。そのうちの半分を拠出というんですか、3年にわたって出すという形ですね。ある程度、こんだけの事業がなってくると、そこだけの基金をまた半分に残すということはなぜかというのが1点目です。

それから、2点目は、他市町です。この前、福井新聞でもそれぞれの他市町、市町村の介護保険料が出てました。大体6,000円から6,400円前後ぐらいの金額になっていると思うんですが、当町は割とその中では高いほうというん

ですか、そういう形になってるんじゃないかなと思うんですが、それが2点目。

それから、ことしからというか30年に向けてですが、介護の要支援、要介護があって、要支援のほうですね。それが総合医療になってきました。今回のいろんな予算書の中を見ると、その中で、ある程度は大体10%ぐらい下げています。これは当然いろんな、例えば生活支援サービス事業費とか、ある面では要支援1のところがあるのでそこは下がっているというふうな計算になっていると思うんですが、そういうところから見て、あえてここが6,100円になった原因についてはどういうふうなのか、再度お聞かせいただきたい。

その3点をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時21分 再開）

○福祉保健課長（木村勇樹君） （録音切れ）

あたりも問題ないかなということをおもっております。

あと、要支援者のサービスについてでございますが、総合事業に移行するということ、それから当初との比較でのご質問かと思えますけれども、29年度において要支援者の訪問介護、通所介護、全量に移行するという想定で当初予算を組んでおりました。ところが、ちょっと順次移行するというような体制をとりましたので、29年当初との比較の中では大分落ちているような印象になろうかと思っておりますが、現実的には補正後の予算ということで比較いただきたいなということをおもっております。

状況としましては、要支援者の方200人程度おられます。この方々のうち、総合事業に移行しているのは現在1割ちょっとですね。訪問介護とか通所介護だけの場合にはそちらのほうが入ってきますけれども、ケアマネジメントなんかでもそうなんですが、それ以外、例えば福祉用具の貸与、購入、それから住宅改修等がある場合には、ケアマネジメントは従来の予防給付のほうから支払うことになっておりますので、純然たる比較というのは非常に厳しいというか、算定に当たって難しい状況になるんですけれども、要支援者200人程度の方のうち1割ちょっとの方が総合事業のほうに移行してサービスを受けているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） これはあくまでも予測のところでの見積もりを立ててるんだろうと思いますが、私がちょっと技術的って言ったのは、まず総合医療に行くことによってここが一つ減額になって、答弁ではその補正を見てというような話をおっしゃってました。その減額になってたこととかいろいろ考えると、あえてこんだけの高い、高いと言うとおかしいですけども、上げる必要はないんじゃないかというふうな気がするの1点と。

今ほど言いましたように、基金が1億2,000万。これは6期の中である程度その基金として積み上がったものですので、あえてそれを、7期でそれで少ないのであれば、それはそこらあたり、応分の持ち出しをしてもいいんじゃないかというふうなところから、若干なりともその金額は下げるべきじゃないかというふうに思っているわけですが、そういう面から鑑みてそういう思いをしているわけです。

そこらあたりはどうなのでしょう。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、1億2,000万あって、それを投入して抑えたらどうかという議論ももちろんあると思います。

ただ、これから7期、8期、9期、10期と続いていきます。その中で、今回6,000万円は使わせていただきますが、次の6,000万円は次の8期、また、そこである程度、基金が今度なくなってきましたと、どうしても高目の介護保険料をいただかなければいけない状況になってきます。ある程度、次の段階の基金があるという想定の中でやっている。もちろん7期だけを考えますとそうですが、その後にもまた8期、9期とこれからずっと続いていきますので、その中で基金をある程度持っているというのは、将来のそこに対しての安心感にもつながりますし、急激に上げざるを得なくなった状況でまたその基金を使わせていただくという、そういったことになってきます。

例えば、介護保険はあれなんですけど、国保にしましても、基金が一時ないときがありました。それを使い切って5年間全く上げない時期がありました。そうしたことによって、一般会計から毎年数千万円入れていく。2億円ほどの幅がありますので、国保の場合は年によって。やはり2億ほど持っていたいというのはあるんですが、今、一気に国保も上げることができませんので、ちょっとあれも変わってきましたが、やはり基金というのは将来に備える、そういった意味合いも

ありますので、ぜひご理解よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 国保審議会の委員にもなっていて、これは十分論議……。国保でない。ごめん。介護審議会。済みません、頭の中で混乱しておりました。

そういうところで十分論議してきたんですが、委員の中にも、この介護保険料についてはそんなに引き上げることはないのではないかという意見もありました。ただ、委員の皆さんの意見を聞いてますと、これは行政の意向が随分働くのかなと思いつつ、将来のことを考えると、その基金の活用については半分程度でいいのではないかと。ただ、当初、6,080円ということで示していたのが、いつの間にか6,100円に変わっていたということがあったことだけ言っておきます。

ただ、私は、保険料については余り上げる必要がないと、6,000円程度でいいんじゃないかなと思いました。それはどうしてか。基金への考え方です。国保会計については、基金をほぼ持たずに運営されるというのがこれまでの慣例やったと思うんです。ところが、いつの間にか、ここ数年でとんとんと。いわゆる2,000万とか3,000万基金があるだけで「結構あるな」「使わなかったな」と言われてたのが1億を超したんですね。これは、じゃ、誰のものかという、僕はそれまでに納めてきた人たちのたまものやと思うんです。だから、そのことを考えると、やはり基金は最低限度のものは残しておいてもいいと思うんですが、それは大体計算で、3年計画の真ん中の年度に合わせて大体ちょんちょんにする、基金をプラス・マイナス・ゼロにして、最終年度は基金を全部使ってなくすようにするというのを今までやってきたはずです。それを最近ちょっと投げ捨ててるように思うんですね。ちょっと思うんやけど。

もう一つ、保険料が上がるのに、町のやっていた福祉事業をここへ持ってきてる面もあると思うんです。いわゆる横出し事業とか任意事業ですね。福祉事業でやるべき課題もあると。ここも少しきちっと考えていけば、それは安くなっていくだろう。僕はそういう意味では行政の役割とは大きいと思うんで、できたらこういう基準料金を少しでも安く置くのはいいのではないかと。

特に近隣で見えますと、大きいところ、坂井なんかもそんなに高くなってないと思うと、やっぱり近隣と比べるというところですね。施設がたくさんあれば当然高くなっていくんですが、そこらも含めてもう少し抑えることを行政としても常に考えてほしいなと思っているところです。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 介護保険料は40、若い人たちも納めていただいております。

これから少子・高齢化が、この第7期で終わるんでないんです。ずっと続いています。その中で納めていただいている、社会保障を支えていく中で納めてくれている、そういった人たちの将来もやはり考えていかなければいけないと思います。

そういった面で、いろいろこれはあると思います。金元議員、上田議員の言っていることも本当にああそうかなと思いますが、これから将来につなげていく、またそういったためにも、やはりある程度基金を持っていくことが安心といえますか、次の世代につなげていく、そういった意味合いもあると思いますので、本当に上げたくないのは行政も一緒な気持ちなんですけど、やはり将来につなげていくという意味でも、こういった改正をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 町長は所信の中でも、介護保険のほうに少し移行することもあるというふうなことを言われていたと思うんですね。聞いていて、ちょっと危ういなと僕は思っています。

介護保険。やっぱり介護保険は介護保険として、本当に社会的に介護の問題を担っていこうということで国が設けた制度です。応分のその負担をすると。しかし、ここに来て2割負担とか、将来は3割負担も一部導入が始まるとか、簡単にそのサービスが使えないとか。特に要支援なんかで言うと、訪問系のやつがなかなかこれからどうなっていくかわからないということで、当然介護保険から行く行くは外してしまおうという考えも実際あるわけです。それでよく言われたのが、行政の財政によって、総合事業と言われるやつですね、今。そこの内容に差が出てくるんじゃないかと言われてました。つまり、行政の裁量でそれなりに持ち出す、独自に進めるサービスがあっただけの総合事業だよというのが国の方針です。そこが抜ければ、全体としてはもっと安くなる可能性がある。

もう一つ言います。前回上げたのは、極端に上がったわけじゃないんですけども、これだけ基金が残ってきているというのは、介護の抑制が一定働いている面もあると。国はそういうことでやってきてますから。そのことを考えると、行政の果たす役割が大きい。実際、国保みたいにここへ直接金を持ち込んでいるわけじゃないですから。しかし、行政の側からは、福祉事業でやっていたやつをここへ持ち込んでいるんです。それはちょっと重くないか、この会計にしてみると。

そういうようなことを考えると、少しでもやっぱり負担を軽くするということが含めてぜひ考えていってほしいなと思っているところです。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、介護保険料の設定でございますが、3年間の給付費見込みを出して設定します。結果的に、中間年度については基金を積むことができない。初年度は積んで、2年度は積まない、3年度に取り崩すというのが基本だと思っております。

ただ、6期期間中に施設サービスの介護報酬が切り下げされたという反面、それと、永平寺町は施設サービス費の給付額、率ともに高いという現状があった。当初設定していた保険給付費がそれほど必要なくなったという背景から、今回は割と多くの基金を積むことができた。それを半分だけ今回は活用するという想定でございますので、その点、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、要支援者の分、総合事業に移行しました。保険給付からは確かに外れておりますけれども、地域支援事業の中で算定しておりますので、当然に保険料、それから国、県の交付金なんかも入っております。率も同じように入っております。切り捨てられたということはちょっと誤解だと思っておりますので、私はそういうふう感じております。

それから、地域福祉基金の活用につきましておっしゃってございましたけれども、介護保険会計の中には地域福祉基金は入っておりませんので、その点もご承知おきいただきたいと思っております。

それから、介護保険の給付の状況をざっと申し上げますけれども、永平寺町の重度化率は割と高いです。3、4、5の方の比率が認定者の中でも高いということ。県内でも五本の指に入るという状況がある。それから高齢化率、これは割と低いです。16になりますけれども、保険者の中で下から数えたほうが早いという状況。ただし、介護給付費の中で先ほども申し上げましたけれども、施設サービス系の比率は非常に高いです。これも五本内に入っております。保険料の低いところは相対的に在宅サービスの比率が高くて、施設サービス費の金額は非常に低いという状況があります。施設サービスを受けずに在宅で頑張っておられる方が比率的には多いんだなという想定になります。

永平寺町にとっては、在宅系、居宅というか地域密着型も含め、在宅系のサービスが割と低い。施設サービス費が高い。施設サービス費は当然、給付額は非常に高いところにあります。であるからには、相当の介護保険料になってしまうと

いうのもいたし方ないのかなと。

今後、在宅系のサービスも充実しながら、なおかつ介護予防にも力を入れながら、住民の方皆さんが介護予防に取り組むという体制をつくりながら保険料抑制に努めていきたいというのは、一保険者としては考えるべきなんだろうなと思っています。

今後、保険者機能の強化ということも言われておりますので、その辺は肝に銘じながら取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） この保険料の問題ですけれども、介護保険制度が国民健康保険制度とその保険料の問題で言うと、根本的に違うんですね。これは国もでしょうけれども、国保ではなかなか保険料の引き上げというのは難しいです。介護保険ではそういうことを、ある意味きちっと制度化しようというので、3年ごとに計画そのものを見直すと、その中で保険料も決めていく。だから、真ん中の年度に合わせて、少し初年度に余ったやつを積み上げて、最終年度に取り崩してチャラにするといいますかね。それでやってきて余ったのが、僕がさっき言ったように、2,000万、3,000万すごい基金やと言われていたのに1億2,000万あるんですよ。それは見込みが辛かったのか、それとも国の抑制策が功を奏しているのか。

いずれにしても、被保険者にしてみると、負担している人たち全体にしても、それは多く負担していたのがここにたまってきた、これをその近々のうち、本来でいうと3年のうちに活用するのが筋だということを言いたい。それと、福祉基金を崩してここへ投入しろなんていうのは僕は全然言ってないですから。町独自の福祉施策もあるでしょう、それをここに、横出しとか任意事業とかをつくらせてしまうと大変になりますよと、総合事業については行く行くは介護保険から切り離していくという国の方針があるから言ってるんです。

特に総合事業については、サービス利用で給付される、事業者に対して給付される給付は1割減らされているわけですから、ある意味、切り下げたわけですね。そんなことをやっている中でのことですから、僕は、それはそれなりに保険料は抑えていける条件もあるのではないかということ、やっぱりこれについてはちょっと厳し過ぎるなと思っていますところなんです。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 福祉基金については、申しわけありません。私の誤解ということもありましたので。

当然、在宅福祉サービス事業、一般会計のほうで取り組んでいる事業については引き続き取り組んでいきたいなど。ただ、中には、一般会計じゃなくて介護保険会計のほうでやったほうが良いという事業もあるにはあると思っています。そういう取り組みもできれば半分で済みますので、こういったことも考えていきたいと思っております。

それから、地域支援事業のほうに移行した総合事業で保険者機能の強化などとも言われております。確かに住民の皆さん、ボランティア、保険外サービスなども充実できていければ保険料の抑制にはつながるということになっております。切り離しというふうな考え方で捉えるのか、地域住民の頑張りによって抑制をするというふうな捉えるのか。サービスを充実させるという意味では、方向性の違いから捉え方で変わってくると思っています。ただ、今取り組んでおります生活支援体制整備事業、支え合いのまちづくりという観念を皆さんが理解いただくような時代になれば、もうちょっと安く、思ったほど上がらない保険料の設定になるのかなと思っております。

現在、6,100円という設定で7期スタートをさせていただきたいと思っておりますが、今後はまだまだ上昇するということはまず間違いないと思います。施設サービス費、それから居宅サービス費で当然に認定者が伸びてくれば上がっていきますので、この点もご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第16号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 第7期の介護保険計画、全体としては地域の人たちに細かい目を向けていける、そういう内容を町民みんなでつくっていくんだという方向性は示されていると思います。内容がどうかというのは、また課題はあると思いますが。

ただ、そういう中にあっても、特に介護保険の会計をこれまで運営してきて、本来なら3年ごとに保険料を決める。それで会計が成り立つように試算する。そういう基本的な立場からいくと、多額の繰越金をやっぱり積み残していくという制度にはなっていない。本町には、これまでたまってきた基金が1億2,000万あります。確かに今回は半分程度を使って、いわゆる介護保険料の基準額の抑制をしたいという話をされていますけれども、現実的にはその倍やはりあるわけですから、ある一定程度、もう少し崩して、例えば100円でも200円でも低くなれば、それは住民にとってはありがたいことだと思います。それが介護保険のいろんな事業に及ぼすということはないと思うんですね。計画があるわけですから。

そういうことを考えると、やはり今ある基金の活用という意味では、ちょっと問題がある。そういう意味では、介護保険料をもう少し低く抑えて、町民にとっては負担の軽いものにすべきだと私は考えているので、この改定については反対

の立場をとっていくということです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第17号 永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について～

～日程第5 議案第18号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第4、議案第17号、永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について及び日程第5、議案第18号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第17号、永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について及び議案第18号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をいたします。

この議案第17号は、介護保険の根幹となりますケアマネジメント事業を行う事業者の基準を定める条例です。介護保険法の改正によりまして、平成30年4

月1日から指定権限が都道府県から市町村に移譲されます。事業者の人員及び運営に関する基準を条例で定める必要がありますので、今回提案するものです。

設ける基準としましては、福井県条例、それから規則をもとに作成しております。また、厚生労働省で定める共生型サービスという新しい概念、これらに合致するような基準の見直しがありましたので、総合支援法に規定する特定相談支援事業所、それから病院、診療所、これらの連携を加えて制定しております。

施行予定日は30年4月1日を予定しておりますが、一部、第16条第18号の2の規定、厚生労働省の施行令の施行を待って10月1日としております。

それから、議案第18号は、介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業者の基本方針、それから運営に関する基準を改正するものです。

地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアマネジメントというものを行っておりますけれども、今回の改正によりまして、こちら共共生型サービスに関する基準の見直しがありましたので、総合支援法に規定する特定相談支援事業所との連携、それから病院、診療所との連携を加えて改正するものです。

こちらの改正条例の施行予定日は4月1日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

1点ずつ質疑をしたいと思えます。

最初に、議案第17号についての質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） この中で共生型サービスという新たな言葉が出てきていると思います。この前、ある程度、全協とかでお聞きはしましたが、再度、この制定に当たって、その共生型サービスというのはどういうふうになってきたのかというのをご説明をお願いしたいということと、あと……、17号からやね。なら、まずそれでお願いします。18号もちよつと絡んでるんですが。

18号のところで、最終的には、今現在ある、永平寺町内に6カ所のいろんな施設がありますね。それが、ある面ではその法の改正、ケアマネジャーのところで共生型サービスが加わるので云々ということ。それから、18条のところは予防支援のところですので、今後、ある面ではその、どういうんですか、包括支援センターを持っていると思うんですが、そこの動きがここに規定されているんじゃないかと思えます。そこで、できたらまず共生型サービスというのはいかがな

もんかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。再度お願いします。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 共生型サービスにつきましては、障害者総合支援法のほうからのアプローチによるサービスですね。

従来、介護保険と障がい者福祉サービスについては全く別物であるような感じでした。障がいを持った方が施設入所していて、65歳、介護保険の適用を受けるようになった場合には介護保険のサービスを優先して受けるように、障がい者サービスしかないものは障がい者サービスで受けるようにという流れでした。一旦退所する必要があったんですけども、障がい者サービス事業所の方の指定を受ければ、介護保険サービスを施設をかわることなく受けることができますよという内容になっております。施設側、障がい者施設の方が、事業所さんが介護保険事業所としての指定を受ければ、そのまま継続して受けることができますよという改正になっております。

共生型サービスというのはおおむねそういった内容になりますので、障がい者施設でも介護保険サービスが受けられますよということの内容になります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） そうしますと今ほどの、うちに今6カ所、いろんな施設、障がい者施設じゃないですけども、あると思います。そののところが、今言う障がい者施設のところとの兼ね合いですが、例えば松岡デイサービスであるとかアニスさんとか、そこらあたりはこれの指定は別に関係は、直接今回のこれには関係ないという形で見ればよろしいわけですね。要は、現在、永平寺町の中にはそういうふうな障がい者施設があつて、そこがそういう形で共生型にできるというふうな発想でよろしいわけですね。ちょっと違うんかな。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 該当施設としましては、永平寺町内にはございません。今現在、他市町の障がい者支援事業所のほうでサービスを受けておられる方が、極端に言うとお対象になるのかなと。ただ、ケアマネさんなりの対応としましては、その辺も踏まえた対応をしていきなさいよということになりますので、改正が必要になってくる。

それから、一部、訪問系の事業所においては、障がい者の指定、基準該当という形でサービスを行っている事業所さんもございます。そういった該当施設につ

いては、障がい者のほうの指定を受けている基準該当でも受けている、提供しているという事業所は該当しているものと思います。ただ、通所介護事業所、デイサービスセンター等については、今のところ介護保険の指定だけですので、該当はしないといえませんが。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） いわゆる共生型サービス、これは障がい者が65歳になると自動的に介護保険の適用になるという制度だとしていますがけれども、実は、ご存じかもしれませんが、きのう、どこの県やったかな、判決が出たんですよ、裁判で。自動的に介護保険に障がい者が移行するというのは、自立支援法の趣旨にも反するんじゃないかということで違法だという判決が出たので、どう対応していくのかなということがこれからは課題になると思うんですね。いわゆる今ある施設で、今度は障がい者なんかを見ていく場合がありますから、その辺はどうしていくのかな。

心配なのは、障がい者の人たちが利用するにしても、今までと条件が悪くなるのではだめなわけですから、そこをどうしていくのかなということも含めて、ちょっと聞けたらありがたいんですが。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 障がい者の方が自動的に退所するという事は、今のところ、私の中ではケースがないと思っています。

障がい者の方の施設は介護保険事業の適用除外施設ということになっておりまして、介護保険料も賦課しておりませんし、現実的に保険者がいないということになっています。もしも、65歳以上も含めて高齢になって障がい者事業所ではちょっと生活できないという場合には、改めてその立地市町村なり、従前措置した市町が保険者となって認定調査を改めて行って要介護度を判定してから施設を探すということになっています。ですから、65歳になってすぐ、その事業所、介護保険の被保険者の資格を得てサービスを受けるということは、私が知る中で事例はございませんでした。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 人数的には、その介護保険、65歳問題で、ある意味対応がどうなるのかは別にして、障がい者の場合、自動的に介護保険に移行するという国の方針ですよ。それをどう被保険者に認定していくかどうかは別にして、自

動的になると。そこへ移行させるから、それ以降のサービスについては、施設に入っている人たちも含めて、障がい者施設に入っている人たちも含めて、そこでサービスの受けるのは、今度は介護サービスに移行するからこういうことでその認定を受ける施設になるということやと思うんですが、介護サービスを受けると1割の負担が、所得とかいろんな問題もありますけれども、そういうことが生じるといことになるわけですね。だから、そういうところでのいろんな問題が今、非常に難しい時期になっているのではないかと。だから、それは専門的にいろいろ聞いてはいるんだと思うんですけれども、きのう、そういう意味では自動的に移行するのはおかしいよという判決が、地裁の段階ですけれども、出ているということがあるので、その辺どういう対応になるのかな。

こういうことで、いろいろ国の方針がある中では、いろんな施設が共生型サービスができるような準備をしておくということは必要なんだろうと思うんですけれども、実際、取り組む側としては、障がい者は自動的に介護保険に移行していくという方針で進めていくかどうかということなんです。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 今までは、適用除外施設ということで障がい者支援事業所があります。ここの事業所さんが介護保険事業所としての指定を受ける基準該当というのがあったかどうか、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけれども、適用除外の施設が指定を受けた場合には、確かに65歳になったら1号被保険者の資格を得て介護サービスを受ける必要があるのかなという、確かにそういった気もしますが、現実的ではないなということを今思っております。

ごめんなさい。明確なご回答できませんが、今は。障がい者事業所さんがとるかからないかという判断は、当然指定を受けるか受けないかというのはあると思いますので、現状としましては障がい者の方の施設については適用除外になっていますので、そのままでは介護保険のサービスは受けることはできません。介護サービスを受ける必要な状態になったときに判断するような事例を今のところは記憶しておりますので、また勉強してご回答したいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 心配されるのは、65歳になると障がい者も介護保険に自動的に移行すると。施設に入っている方がいらっしゃいます。施設でいろいろ生活している人たちもいらっしゃいます。そんなに重度でない人たちもいらっしゃるかもしれません。そういう人たちに、在宅でも十分、介護保険の適用になれば行

けるんだから施設を出てくださいというようなことにつながる可能性もないわけではないと思うんです。そういう心配はないのかな。

ここは本町には直接、施設として適用される施設がないですからいいんですが、そこはちょっと耳を高くしてね、やっぱりつかむことも、積極的に状況をつかんでいく、ほかに相談することもやっていかないと、具体的にそういうことが、事例が起こってしまっただけからの対応ではちょっと遅いと思うので、そこは十分。でも、国はかなり厳しく言ってますよ。障がい者が65歳になったら介護保険の適用でそこに移行してくださいという話ですから、例外は認めないということ言ってるんですから、そこは非常に大事ですから、行政にそういうことを国が言ってるということになると、行政が直接やっぱり対応することになる可能性があるんで、その辺は十分。対応ですよ、そこらは考えて進めていただきたいなと思っています。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第17号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時02分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第17号、永平寺町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですから、これで議案第18号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時03分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第6 議案第19号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～
～日程第7 議案第20号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第6、議案第19号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第20号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) それでは、議案第19号、それから議案第20号の補足説明をいたします。

17、18につきましてはケアマネジメントの改正、制定でございました。今回、19、20につきましては密着型事業所のサービスを提供する事業所の内容になります。先ほど来お話ししております、新しく共生型サービスが位置づけられます。それによって、障がい者サービスの施設でも受けられますよという内容になっております。

それから、19号におきましては、地域密着型サービスに新しく第3章の2として地域密着型通所介護を追加しまして、あわせて共生型サービスにも合わせております。指定療養通所介護に関する基準、こちらを加えております。条例上はこれによりまして9種類のサービスを規定するということになります。町内の事業所には提供のないサービスも規定しておりますが、一応全種類、9種類のサービスを規定することになります。

それから、20号におきましては、指定地域密着型介護予防サービスということで、要支援者の方のサービス提供部分を規定をしております。条例の基準を満たせば、こちらも共生型サービスとして介護保険サービスを提供できるという内容になっておりますので、その点ご承知おきください。お願いいたします。

なお、改正条例の施行予定日は4月1日ということを予定しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

1件ずつ質疑を行いたいと思います。

最初に、議案第19号について質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 今回、たくさん条例改定があつてなかなか理解し切れないところがあるんですけど、率直なところ、あるんですが、この19号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、この条例の制定によって、例えば、今まである施設なんかで一定の基準を満たさないとできないというような、例えば配置される人員の数なんかも含めてあつたものが、いわゆる施設にしてみると緩和されることがあるとか、利用する側から見ると、人員が減らされることによって条件が悪くなるというふうなことが生まれる場合もあると思うんですね。これはそういう条件が悪くなるかそういうことはないんですか。いわゆる共生型も含めてそういうようなことができるよという程度のことなんですか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 利用者さんにとって不利になるような改正ではございません。そういった基準は設けておりません。

ただ、一部、永平寺町に提供のない事業所においては、管理者の方の経験年数が優遇されたり、それから同一敷地内においては兼務が認められるということで、どちらかという両方、事業者さんも利用者さんも緩和されて有利になるような内容になっていると思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 先ほど来、条例改定が進んでいますが、いわゆる一つの今回の目玉、目玉という言い方はいいんかどうかわからんですが、重視されているのに、共生型サービスの導入というんですかね、障がい者が65歳以降、いろいろなサービスを利用できるようにということも考えてこういうのが入ってきたんだろうと思うんですが、これは障がい者の側から言うと、今まで自分たちがそれなりに国によって保障されてきたやつが、今度は自分たちでいろいろ考えなさいよということ、これは家族も含めてですよ、そういう問題が突きつけられる問題になるのではないかなと不安がやっぱり私はあるんですね。

例えば65歳以降、障がい者が介護保険に以降することによって、介護保険というのはいろんな訪問サービスを実施する、ある意味そういうプロフェッショナル集団ですから、施設から出なさいよと、家にいてもちゃんと生活できるんですよと、65歳以上の人たちにそういう肩たたきみたいなことが起こるということではないんでしょうね。逆ですか。もっと利用しやすくなるんですかね、いろいろなサービスを。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 利用しやすくなると思います。

○9番（金元直栄君） そうかな。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第19号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時21分 休憩）

(午前11時21分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第19号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番(金元直栄君) 議案第20号、非常に長い条例の制定ですけれども、ここで特徴の一つに介護医療院というのが今度できてくるというんですかね、そういう公称の施設が出てくるわけですが、いわゆるそれがどういうものか、またどういうときに利用できるのか。それに高齢者中心に集めるようにそういう施設をつくられるわけですが、そこに配置される看護師とか、いわゆる医師の

数なんかもぐんと減らされると聞いているんですが、そんな基準がわかれば示していただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 介護医療院につきましては、こちらの条例には直接は関係ございませんが、一応新しく提供されるサービスということでお聞きしております。医療と介護の連携というものが推進されている状況から、新しく介護保険療養型病床、そちらにかわるものとしての提案ですね。従来から廃止ということで進んでまいりましたが、療養型施設につきましてはそういう方向にありましたけれども、今回、また延長ということになりましたし、病床再編の中ではこういういったものも必要かなというところで新しく提案されたものというふうに聞いております。

日常的な医学管理が必要な方、それからみとりターミナルの機能も持つということをお聞きしております。まだ県内どこにも施設自体はございませんし、転換型ということで期待はされている施設でございます。永平寺町には指定権はございませんので、基準等までは、ごめんなさい、ちょっと勉強しておりませんが、いずれにしても、この条例の中でできた施設において連携していきなさいよという内容になっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） この施設はいわゆる療養型の高齢者施設ということで、国はたしか当初35万床を減らすと言ったんですかね、とか40万床を減らすと。それが簡単にいかないんで十数万床の減になるのかというふうな話なんかもありました。

何かそういうことが強引に進められれば、そこにいた人たち、十数万人か30万人かは知りませんが、市中にあふれ出すと。どうしたらいいのかというところで、そういう苦肉の策で示された施設だと思うんですが、確かに本町にはないにしても、ちょっと家族で見ていく、介護認定なんかも軽い人たちにどこへ入ってもらおうかというところで割と気安く使われてきた経過があると思うんですが、確かにそういうふうなところで、今度はこういう公称でやられると、本当にそこが安心して生活のできる場になるのかどうかというのは非常に疑問な点もあると思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 介護医療院ができることによって不安が増加するという事はないと思います。療養型病床もまだ6年延長されたということですし、新しく医療院もできるということであれば、逆に住民の方、要介護で介護が必要な方にとってみれば安心できる体制になっているなと思います。

ただ、病床再編について生まれた施設ではありますので、病床再編で病床が減らされるという点は確かに不安を感じるころではありますけれども、医療院ができたという制度につきましては喜ばしいことだなと思っております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 病床を減らす、その一つの代替施設というんですかね、批判をかわすというんか。どう言ったらいいんですかね。例えば基準で言うと、確かにこれは今度は、前は、療養型の場合は、たしか三十数人に1人の医者やっと思いうんですけど、今度は100人に1人でなかったかなと思う。看護師なんかも極端に少なくなるということで、いわゆる、どう言ったらいいかな、非常に高齢者が住むには厳しい状況も生まれてくるのかな。そういう意味では、これも過渡期のこと、将来ずっとあるかどうかというのは、今の国の方針でいくとわからんわけですから、病床の削減の中で。本当にこのまま続けていくのかどうかということすら判断できないとなると、将来どうなるのかね。本当に家族で大変な状況になったときに、医療に連携するということでは、こういう施設がないとまた立ち行かない人たちも出てくると思うんで、そういう意味では大事な施設でもあると。そこらを本町なんかもどう見ていくんかというのは十分考えてほしいなと思いますね。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 介護医療院というのが創設されるということですね。これは、今まで介護医療型の施設があったのを、いろんな、仮に、今ここに出てるように、今現在あるほっこりとかないろさんとかが当町にあるわけですが、そこが、ある面では医療管理やらみとりもできるような、早くから手を挙げてそれなりのをすれば全部そういうことができますよというふうに変わっていくということなんですか。それとも、新たにそういうものをつくるということなんですか。

いや、方向的にどんなのがよう見えてこん。今言うたように、医療のそういう、介護のそういう医療設備が今までありました、それが今言う、例えば地域密着型のいろんな多機能のが今ありますね。そこがある面ではこういう設備を備えるよ、ある面ではこういう、例えば看護師とかそういうのをつくられれば、ある

面では医療管理やらみとりやら、そこまでできるような形ね。要は、今の施設をそのような形にしていってしまいますよという方向性なのか、新たに介護医療院というものを新設というんか、そういう機能を持った一つの形態ができるというのと、どちらの方向なんですか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 今回の地域密着型の条例の中で介護医療院の問題が出ているのでそういうふうにつけられるのかなと思ってますけれども、今回の条例の中ではほぼ関係ないです。ただ、新しく介護保険制度の中で介護医療院という区分ができますので、その介護医療院の文言をつけ加えるという今回の改正内容になってます。協力医療機関等に介護医療院ができますから、そこが改正内容に入っているだけです。介護医療院は全く地域密着型とは別の事業所でございますので、関係ないといえば関係ございません。

ただ、みとりとかいう点については、地域密着型施設でも捉えております。協力医の方を呼んで、そこでやるということはやっております。事業所でもやっております。介護医療院は、今回はそういう制度ができますから、条例改正の中には文言として入っております。現在の地域密着型施設が医療院としてのサービスを提供するのかというと、全くそういうことではないです。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 介護医療院というものが、新しくそういう施設というんか、そういうものができますよということですか。例えば具体的に言うとどういうものか、ちょっとようわからんのですけど。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設といった枠組みの中に介護医療院というのができますということですね。今回の条例改正には関係ございません。今、予防給付、20号でいけば4施設、4区分の施設、介護予防小規模多機能型居宅介護、それから介護医療に係る基準が

が改正というのが出てくるだけで、協力医療機関としてそこに出てくるだけです。施設を永平寺町、保険者として整備するということは現状では考えておりません。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第20号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時33分 休憩）

（午前11時33分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第21号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 日程第8、議案第21号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、議案第21号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

この条例改正は、平成30年4月から、15歳に達した日以降最初に到達する3月31日までの、いわゆる中学3年生以下の子どもの医療費の一部負担金につきまして、現物給付に制度を変更することに、今回、条例改正をお願いするものでございます。

この現物給付化に伴って一部改正をお願いする条例は5本ございまして、まず第1条で永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正、第2条で永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正、第3条で永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正、第4条で永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正、さらに附則第2項で永平寺町父子家庭等医療費助成に関する条例を、これは廃止という規定を5本お願いしたいと思います。

これまでも中学3年生以下の子どもの医療費につきましては、制度的には、医療機関窓口で自己負担分を支払い、その支払った金額を後日、町よりその保護者に助成をする、いわゆる償還払いにて行っておりましたが、30年4月より医療機関での窓口の支払いはなくなり、その医療費の負担分につきましては町より直接医療機関に支払う、いわゆる現物給付に制度が福井県下一斉に変わることでございます。

今回、条例改正をお願いはしていますが、改正することにその医療費助成の対象者に変更はなく、制度的にも中身的には変更するものではございません。さらに、その3本の条例を一部改正をすることによりまして、15歳以下の子ども全てが何らかの形で助成を受ける現物給付化でなるものでございます。

助成の対象の順位としましては、まず重度障がい者（児）になっている人がまず第1優先になりまして、それ以外の方は母子家庭等の方が第2優先、さらにどの負担の該当しない方については子ども医療にて助成をするという形になります。その旨の規定も今回改正をしております。

なお、重度障がい者と母子家庭等の医療費につきましては、対象年齢が二十未満となっています。このことで15歳から20歳までの期間につきましては、これまでどおりの償還払いにて助成を行うということになります。

さらに、母子家庭等医療費の条例改正、第2条でございますが、これまでは母子家庭等の助成と並んで父子家庭等にも条例が制定されておりましたが、条例の中身、内容、対象者、全てほとんど同じですので、今回の条例改正で父子家庭等の条例を廃止し、父子家庭については母子家庭等医療費の助成の条例の中に組み込む形の改正をお願いをしております。

さらに、その父子家庭等の条例を廃止をすることによりまして、関連して永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、その別表も同様に改正をお願いをしております。

さらに、附則でございますが、施行につきましては、附則第1項で平成30年4月1日とさせていただきたいと思っております。第3項では、経過措置としましてこの現物給付による助成は30年4月1日以降の医療機関の診療分からとしまして、3月31日までに診療した分についてはこれまでどおり償還払いにて助成をするという経過措置を定めさせていただいております。

以上、議案第21号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） この医療費助成の現物給付については、前々から当町もやったらという話があって、今回、全県開始となるということで非常に喜ばしいことだと思っております。

そこで、今ほどの説明の中で4月1日からということになってます。これの周知方法、ある程度、今のお子さんを持っている方々のということで、この前、全協か何かで受給者証みたいなのを発行しますよと、それは一応3月下旬までに対処ということになっていました。4月の永平寺の広報紙で出しますという話でしたが、あのときにもちょっと話が出てて、これが決まってないのに広報できんのでないんか云々の話がありましたが、ある面ではこういうものは、もう既に決ま

っていると言うとおかしいけど、県がそういうふうな形で進めているわけですので、今となっては3月の広報紙が間に合う云々があるかと思いますが、そこらあたりのお母さん方、小学校、中学校の保護者の方々については周知のところは大体どういう状況になっているのか、そこらあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もちろん広報でもお知らせしますが、このサービスに関しては、お医者さんに行ったときに「お金は結構です」という話になります。お医者さんに行くことによって周知されるというか、実際そのサービスを受けることによって、「今までどおり申請はしなくていいんだ」「もうこのまま帰ればいいんだ」というふうになりますので、広報とかでは周知しますが、サービスを受けることで自動的にわかっていただくというか、もう今までと変わったんだなというのがわかりますので、お医者さんとかももうわかっていただけますが、そういった形の周知になっていくかな、広報とかそういったのになっていくかなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 当然そこへ行って、お金払おうとしたら払わないでいいって、それはそれでわかるんですが、なかなか子どもさんをお医者さんへ連れていくのは結構、低所得者じゃないですけれども、子どもさんの病気のことですから、皆さん保護者の方は無理して当然医者へかかるということはあると思うんですけれども、やはりある面では、今町長もおっしゃったように、そういうような形もあるんですが、事前にそういう形で、新聞なんかである程度ちょっと報道されてますからわかりますが、当町としても小中学校の保護者の方にそういう旨を事前にお知らせするというのは僕は大事かと思しますので、ぜひとも今後、卒業式、それがありますので、それも含めてそういうお知らせは必要かと。周知してあればそれでいいんですが、そこらあたりちょっと確認。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 事前の周知につきましては、先ほど受給者証を送ると全協で申し上げましたが、その受給者証を送る際に、ただ受給者証を送るんじゃなくて、当然その制度のチラシ、詳しくわかるチラシも事前に送りまして、それを見たときに制度が変わるということは事前に周知を個別にもちゃんと郵送して送ると思しますので、それで理解をしていただけるように努力したいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 学校のほうにつきましては、今はまだ周知はしておりませんので、今後、卒業式、ちょっと間に合わないかな。入学式の時点……。

○町長（河合永充君） 入学式やな。だって高校生になってまう。中3の子、高校生になってまう。

○学校教育課長（清水昭博君） そうですね、済みません。卒業式は中学校終わってしまったんで。終業式ございますので、そのときに周知したいと思います。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 当然その受給者証が来るんで、その趣旨がちゃんと書いたのはありますが、事前にそういうのが行くよと、そういう話はやはりきちっと学校教育課の中で、ある面では保護者の方にそういう通知しても僕はいいいんじゃないかと思います。もう県もそういうふうに新聞でもそういうふうに公知してますから、ぜひそれはお願いできればというふうに思っています。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今、町長のちょっとした発言に僕はすぐに乗るかかったんですが、あわせて18歳まで実施するという、この医療費助成制度、県下でもそうしているところもありますし、全国でもそれが広がってるということに踏み出すのかなと思って、中3生にはというのを聞いていました。もう一声と思うところですが、実際この制度についてはもっと早くできなかったのかという思いのほうですが、私、強いです。

随分要求してきましたけれども、結局県が乗り出さなかったと。いわゆる国保なんかの医療費請求の事務手続上のペナルティの問題でできんやという口実をしていたと思うんですね。全国で医療費助成、現物支給してないのはもう幾つもないと思うんですね。片手ぐらいしかなくなっているんじゃないですか、今の段階では。おとしぐらいの段階でもう37番目になるんでないかと言われてましたから、そういう意味では遅いな。ただ、ちょっと聞いていて、やっぱりあれは町長に今ちょっと触れたんですけど、高校生以下にできんもんかというのが一つと、それを拡充することですね。

もう一つは、重度障がい者の医療費助成の問題で、いわゆるこの制度以外の二十までの人たちについては、まだ今までと同じような償還払いをという話なんです。それは保険証を持ってれば、障害者手帳も含めてですが、年齢もわかるんやね、きちっと。だとしたら一定特定できることもあるわけですから、そんな障

がいのある人たちにまた償還払いを引き続きやっていくのかという意味では、ちょっと発想が異常ですよ。そこらは行政としてどう突き上げていくんかというのをやっぱり聞きたいと思います。これは非常に大事な問題だと思っています。やるとするなら、健常児と言ったらあれですけども、健康な人たちだけでなしに、そういう重い障がいを持った人たちにこそ恩恵が、下手なというんですかね、手のかかるようなことはしてもらえらるような制度にしないほうがいいと思うんです。常識的にはそう思うんですけど、その辺いかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、高校生までというご質問がありましたが、それについては今回は、この条例改正の中ではそこはうたってませんし、今のところ、当町は中学校までという制度で今後やっていきたいなど。ただ、当然今後検討すべき課題だと思いますけれども、他町の状況を見ながら判断していきたいなど、検討していきたいなどというふうに今のところは思っております。

あと、15歳、要は中学生以降の高校生の償還払い、母子家庭と重度障がい児のことですけれども、これいろいろ、この制度が変わることによって、支払いをどうするかとか、当然医療機関との調整とか、あと国保連、支払基金等の調整とかというような関係機関と協議しながら進めています。まずは福井県下全部、子ども医療、重度障がい、母子家庭、全ての15歳以下の子どもはそういう現物給付化しましょうというスタートになっていて、それ以外の分についてはといたしますと、その協議の中で、まず15歳以下について全て無料化、現物給付化にしようというところへ協議が進んできたというふうに理解していますので、うちがやろうと思っても、医療機関の対応とか、あと支払基金の対応とかという、関係機関、本当にさまざまな対応が必要ですので、そのところはまた県にも要望しながら進めていきたいなどというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 今、子育て支援課長のほうの答弁にもございましたけれども、制度的に母子、それから重度について対象外となった場合には、従来の償還払いに戻るということになってしまいます。

ただ、現物給付できれば確かに非常にありがたいという話はよくよくわかりますけれども、それに合わせた制度改正等という大きな投資が必要になってきます。永平寺町単独でやっていこうというのは投資的に管理が厳しいと思いますので、

今後、全県的な取り組み、全国的な取り組みが生まれた段階で、ぜひ要望していきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今の福祉保健課長の答弁のとおり、そういったのをまた訴えていきたいと思います。

18歳までのお話ですが、もちろんやりたいと思いますがなかなか。きのうの上坂議員の、全国大会へ行くとき全額をしたらどうだとかという意見もありました。そのいろいろなバランスを見ないといけませんし、今回、この窓口が無償化になることによって、やはり国保も少し上がってくるところもあると思います。そういったのは仕方がないと思いますが、そういった18歳まで、じゃ、この永平寺町の財政の中でいろいろなサービスもしている中で、その優先順位というのを1回つけまして、これをやめてでもこっちのほうがいいかなとか、そういったのがありますので、まだしばらく検討させていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕は、現物支給の制度そのものはもっと早くしてほしかったというくらい、いい制度です。これはもう一日も早くやってほしい。

ただ、こういうふうなところで、障がい者の問題言いましたけど、障がい者とか生保、生保の場合はどういう扱いをするかというのはちょっと大変なんですけど、障がい者の人たちについては、僕は除外するという発想がわからないですね。何かというと、手続を踏ませて、ある意味、何かそういうなのを、恩恵をこうむっているということを自覚しなさいと言ってるんでないかと、そういう、ある意味、差別的な発想につながってるんでないか。僕は率直に思うんですよ、それは。だって、こんなこと言ったら悪いですけど、ここまでおくらせてきて、全国で本当に最後のほうに来てやるんなら、ちょっとは、やっぱりそこまで含めてやってくれたかと喜ばれるようにしてほしいなど。そういう意味では、僕、行政の役割は大事だと思うんで、ぜひそういうのを県に突き上げて行ってほしいと思います。

この制度については、もう反対するつもりはさらさらありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第21号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての第1審議を

終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 52 分 休憩)

(午前 11 時 52 分 再開)

○議長 (齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第21号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(午前 11 時 54 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長 (齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第9 議案第22号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第9、議案第22号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、議案第22号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明いたします。

議案書152ページをお願いいたします。

現行条例の末尾に町営住宅の名称及び位置を規定している別表がございますが、その中に、用途廃止手続が完了しました松岡清水団地及び石舟団地が規定されておりますので、これらの規定を削除することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第22号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時01分 休憩）

（午後 1時01分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第22号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第23号 永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第10、議案第23号、永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(山田孝明君) 議案第23号、永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定について説明させていただきます。

議案書の153ページをお願いします。

この施設につきましては、福井県の公共施設利活用プロジェクト事業の補助を受けまして整備したものであります。

第1条で設置ということで、町民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康・福祉の増進に寄与するため、永平寺町健康福祉スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)を設置するものです。

また、第2条では、名称及び位置について。名称としまして、「永平寺町健康福祉スポーツ施設 ニンキー体育館」。位置、永平寺町清水第5号25番地。

第3条では管理運営、また第4条では利用について規定しております。また、第5条から9条については、使用の許可、また使用の制限、損害賠償等を明記しております。

第10条、まくっていただきまして154ページですけれども、使用料について明記しております。別表のとおり、利用部分を競技場と多目的ルームとしまして、町内の体育施設、また他の市町体育施設の使用料を参考としまして使用料を設定しました。なお、使用料の減額もしくは免除するということができるという形で明記させていただいております。

なお、条例の施行規則を別に定めて、この施設の休館日、また開館時間等を定めております。また使用許可申請とか、また減免申請書、そういったものも規則の中で定めております。

以上、簡単ですが、議案第23号に関する補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） この施設ですけれども、屋内でも土の上でいろんな運動ができるよということなので整備されたのは知っていますが、この名称ですけれども、どなたさんがつけた名称なのか。

というのは、ニンキーの館というのがある中でニンキー体育館なのかなというのが、ちょっとかぶってないかなというのを思いましたので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 施設の名称、愛称につきましては、昨年10月に健康福祉スポーツ施設（愛称）募集要項を定めまして、募集の依頼団体ということで、永平寺町の体育協会、また永平寺町スポーツ推進委員会、また永平寺町健康長寿クラブ連合会にお願いしまして、各団体から候補というか愛称的なものを幾つか出していただきました。その際の選考方法としましては、利用者に長く愛されそう、また親しみが感じられる、また呼びやすい、またユーモアなセンスがある、また永平寺町が感じられる、また地理的イメージが湧きそう、そういった形で施設の特徴をあらわしているものをお願いしたところ、全部で11の案が応募があり、その中から7点を設定して、審査会という形で第1次、第2次、総合的

には最終選定という形で選考したという経緯があります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 私、ちょっとかぶるのかなと思ってるだけで、皆さんで決められたことについてはそれでいくのかなと思っています。

ただ、今回、評価したいところもあるので、そこだけ1点言うときますね。

名称及び位置という中に、このニンキー体育館という名称が入ったんですね。次のところを見ていただくとないんで、それとの対比で言うと、ここは、今まで私が言ってきたように、やっぱり愛称をきちっと位置づけられて、そこが前面に出る。例えばざおう荘といっても、ざおう荘というのはどこの表記にもないというようではだめやと思うんで、そういう意味では一歩前進かなと思っているところだけは先に言っときます。後で、先はよかったけど後は悪いというのはちょっと寂しいと思うんですよ。やっぱり公民館なんかは……。同じところですね、答弁するのは、愛称があると僕はいいんじゃないかなと思っているので、今回は評価したいと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、ちょっと補足なんですけれども、この名称の選考委員会というか選考委員さん、これに関しましては、地元地域の上志比の地区振興連絡協議会の会長さん、また町の体育協会の会長さん、また町の健康長寿クラブの会長さん、また利用者を代表してのスポーツ少年団推進関係の役員さん、そういった形で皆さんで協議したという経緯があります。

また、愛称の表示の仕方ですけれども、町の場合、ちょっと体育施設は違いますが、上志比文化会館条例というのがあります。これは合併前からあるわけですけれども、その中にも名称ということで「上志比文化会館サンサンホール」というふうな形で位置づけられていますので、そういった形で皆さんになじんでもらうように、周知できるようにという形で表記をさせていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第23号、永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時09分 休憩)

(午後 1時09分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第23号、永平寺町健康福祉スポーツ施設条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第24号 永平寺町上志比地域振興センター条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第11、議案第24号、永平寺町上志比地域振興センター条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） それでは、議案第24号、永平寺町上志比地域振興センター条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書の155ページをお願いします。

第1条、設置について。これは設置目的もありますが、上志比地域の拠点としての地域振興、活性化を促進し、福祉の増進に寄与するため、永平寺町上志比地域振興センター（以下「地域振興センター」という。）を設置するものです。

また、第2条、名称及び位置につきましては、名称は「永平寺町上志比地域振興センター」。位置、永平寺町山王第24号9番地です。

また、第3条では、管理運営を規定し、当教育委員会が管理運営をするということの規定しております。

また、第4条では、業務の内容、この施設の使われ方というか利用方法ですね。（1）としまして、地域振興及び活性化対策等に関する研修、また講習会等の開催に関する事。また、各種団体、その他機関等との連携及び活動をする事。また、（3）としまして、健康増進、レクリエーション活動等の開催に関する事。また、（4）としまして、定期講座や料理実習等の開催に関する事。（5）としまして、その他、教育委員会が特に必要と認めたものという形で規定させていただいております。

また、5条から6条につきましては使用許可、使用の制限等を規定させていただいております。

まくっていただいて、156ページ。

第7条では、使用料について規定させていただいております。

なお、この条例とは別に管理規定を定めまして、この建物の休館日、また開館時間等を規定させていただきます。また、使用の際の使用申請書、また使用料の減免申請書、そういったものも規定させていただく予定となっております。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 1条には、この「地域振興センター」と括弧の中に書いてあるんですが、これがひとり歩きするんですね。その前のニンキー体育館の前のス

スポーツ施設、「ニンキー体育館」という名前がなければ、何かそれがいろんなところで使われるのかな。そこはやっぱり町全体を見据えて、整備するときには一気にみんな整合性があるようにしてほしいと思うんです。

例えば「構造改善センター」と言うと、わかる人はわかるんですが、御陵にある構造改善センターね。でも、構造改善センターは一時期、そういう名称でつくられたところというのはたくさん自治体によってあったと思うんですわ。そういうことも含めて、やっぱり愛称をつけるというのは僕は非常に大事なことやと思っています、地域に根差す意味では。だから、僕は上志比公民館でもいいんですよ、それが愛称でもいいんですが、そういう意味での名称をどこかで1回、条例みんなくくって施設の名称についてはそういう、できるだけ当て字、横文字はないようにしてわかりやすくしてほしいと私は願っているところです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） ありがとうございます。

この施設、当該施設ですけれども、この事の発端といいますのは永平寺町商工会の旧上志比支所の建物でございました。それを無償で譲渡を受けて、町として利活用しようということも含めながら、なおかつ、去年の話ですけれども、地域の小さな拠点という形での整備、これは国の制度、補助事業もあったわけですけれども、なかなか制度に合致しなかったという面で、申請はした、手続は進めたんですけれども、うまくいかなかったという事例もあります。

ところが、今回、この施設をより有効に活用、地域の活性化のために使いたいということも含めまして整備しましたので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 名前を条例に入れていくと結構膨大な量になります。次の消費税の増税のときに料金改定等があって条例改正が必要な場合、そういった名前の名称を入れるようにしていきたいと思いますので、またその都度よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっとお聞きします。

当然これ、24号で上志比振興センター、そして25号で上志比公民館でその住所がここと同じ。要は、上志比公民館と同じだというふうな形だろうと思うんですよ。位置づけ的にはね。そうすると、先ほどいろんな名前、名称もありまし

たが、上志比の方々を含めて、振興センターというんか公民館というんか、そこら。例えば感覚的には、旧永平寺町は開発センターが公民館みたいな感じに、旧永平寺地区の公民館みたいな形になってますわね。それみたいなもので何か。その公民館でいくのなら、変な話で、全部、松岡公民館、永平寺公民館、上志比公民館と言いながら、そのところは開発センターであったり今の振興センターであったりというふうな形で、何か感覚的にちょっとちぐはぐになってるんじゃないかと私自身は思っているわけなんです。だから、ある面では、公民館にするなら公民館、二枚看板になるんかもしれませんが、公民館なら公民館という形でもう全部いってまうというふうな形か何かしたほうが僕はいいいんじゃないかなという気がする。

それと同じように、例えば御陵の公民館であるとかいうけど、志比南やったら高齢者創作館であったり、それはその補助の団体の関係でそうなってるんだろーとは思いますが、今、二枚看板で書いてあるけど、南地区の公民館みたいな形でやっているみたいなもので。

そんなので、ぜひここで言うと、同じ住所で振興センターと公民館となっているんで、何かそこらあたりもやっぱり今後考えていっていただくと非常にいいんじゃないかなと思っています。これ自体があかんと言ってるわけじゃないんですけど。

そこらあたり、何か見解があれば。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今仰せのとおりだと思います。

なお、今現状の段階で、次の議案でもあるわけですがけれども、町の公民館条例がございます。公民館7館を配置しているわけですがけれども、それぞれの施設、構造改善センターであったり、また永平寺開発センターであったり、そういった中に公民館を、かぶせてるという言葉はおかしいですがけれども、配置をして活用していると。実際的には公民館活動だけでなくして地域のいろんな活動、また地域活動も含めた団体、いろんな方が利用されてますので、そういった意味の幅広い施設であるということを出しながら、なおかつ、公民館の使命であります生涯学習と地域活動、そういったものも進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 156ページの使用料の件ですけれども、公民館あるいは農業改善センター等の条例の使用料の表現と若干違うみたいな気がするんですけども、私の勘違いならいいんですが。多分、今までは夜間、昼間幾らという書き方でないかなと思うんですけども、これ1時間にこれだけという表現は初めてではないかなと思うんですけども、違いますかね。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今議員仰せの156ページの別表の使用料のことだと思います。

ちょっと手元に資料がなくてまことに申しわけありませんが、一応他の施設と、施設によってちょっと表現の仕方は違うかと思いますが、1時間当たりの利用料、使用料という形でうたわさせていただきました。

なお、日中と夜間は区別してあります。これにつきましても、公民館とかそういった形ですと、ほとんどが申請免除的な活動推進ということがありますけれども、それ以外の団体、また外部からの申し込みによる使用、そういったこともありますので、こういうふうな形で表記させていただいたというのが現状でございます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そんなに大した問題ではないのかもわかりませんが、何かこの1時間当たりというのが意図があるのかなと思いますのと。

公民館のところを見てますと、お昼1時間は該当になってないんですよ。何かそれらのこともあってそういう表現になったのかなと思うんですが、違いますか。いや、要は意図は何でしょうかということです。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 言葉があれで済みません。特段意図はないわけですが、他の施設と同等なり、また利用しやすいようにという形での区分という形でちょっとご理解をお願いしたいと思います。

なお、体育施設関係もいろいろ先ほどありますけれども、他の施設を参考にしながら設定させていただきました。また、今後、消費税の改定等も見込まれますので、そういったことにも今後対応していきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第24号、永平寺町上志比地

域振興センター条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時23分 休憩)

(午後 1時23分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第24号、永平寺町上志比地域振興センター条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第25号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第12、議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について。

議案書の157ページをお願いします。

今回、永平寺町上志比地域振興センターが整備され、それを設置することとあわせまして、今現在の上志比支所に配置しています上志比公民館をこの永平寺町上志比地域振興センター内に配置することとします。それに伴い、条例上の中で上志比公民館の位置、これが今現在、「永平寺町栗住波第1号1番地」となっております。これを、道路を挟んだ反対側ですけれども、「永平寺町」、地係が変わりまして「山王第24号9番地」に改めるものでございます。

また、別表につきましても、表組みの中で名称、位置、対象区域で明記されますので、住所を「栗住波第1号1番地」から「山王第24号9番地」に改正するという内容となっておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時26分 休憩）

（午後 1時26分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第13、議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長(朝日光彦君) それでは、議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書159ページをお願いいたします。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額につきましては、地方分権計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われているところでございます。今年度はその見直し年度に該当し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、永平寺町消防本部手数料徴収条例についても一部改正するものでございます。

概要につきましては、危険物施設に関する許可及び検査に関するもので、人件費単価または物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務、及び事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る消防法関係の危険物手数料について改正するものでございます。

施行日は平成30年4月1日からでございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。
ます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第26号、永平寺町消防本部
手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。
暫時休憩します。

（午後 1時29分 休憩）

（午後 1時29分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条
例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第14 議案第28号 福井県市町総合事務組合同規約の変更および財産処分について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第14、議案第28号、福井県市町総合事務組合同規約の変更および財産処分についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(小林良一君) それでは、議案第28号、福井県市町総合事務組合同規約の変更および財産処分につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の173ページをお願いいたします。

地方自治法第286条第1項及び第289条の規定によりまして、平成30年3月31日をもって福井県市町総合事務組合からこしの国広域事務組合を脱退させ、福井県市町総合事務組合の規約を変更し、並びに同組合の財産——これは退職者年金システムでございます。こしの国広域事務組合の脱退にかかわらず、福井県市町総合事務組合に帰属させることについて議会の議決を求めるものでございます。

規約の一部変更につきましては、別表第一中「こしの国広域事務組合」並びに別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「こしの国広域事務組合」を削るものでございます。

以上、福井県市町総合事務組合同規約の一部変更についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(齋藤則男君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですから、これで議案第28号、福井県市町総合事務組合同規約の変更および財産処分についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時33分 休憩)

(午後 1時33分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第28号、福井県市町総合事務組合理約の変更および財産処分についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時34分 休憩)

(午後 1時34分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす3月16日から3月18日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、あす3月16日から3月18日までを休会とします。

3月19日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 1時34分 散会)